

保育所の今日的役割と課題

1987年（昭和62年）4月16日

全国社会福祉協議会，全国保育協議会，
日本保育協会，全国私立保育園連盟

はじめに

出生率の低下と，日本経済の低成長による財政危機は，保育所や幼稚園にもさまざまな問題を生じさせた。

特に，経営次元に端を発した幼稚園と保育所の問題は，各方面に影響を及ぼしながら，臨時教育審議会での慎重な審議が行われた結果，この程，臨時教育審議会の第3次答申において，極めて理に合った方向が示された。

さて，保育所措置費については，国庫補助率の引き下げが実施され，5割となった。そして団体事務化されたとはいえ，いままで通り保育所の体制は維持されている。74年度以降を心配するむきもあるが，これらの線が措置制度を維持する最低線であり，なにがなんでも守らなければならない生命線である。

その他種々の問題はあがあるが，今われわれ保育関係者がなさねばならない最重要課題は何か。保育所の今日的役割に関する認識を一層高め，保育所保育を確立し，その内容を高めることこそ社会的責務ではなからうか。お互いの努力目標を明確にする意味で，その課題についてまとめてみた。

1 保育所がもとめられる今日的役割

保育所は児童福祉法施行以来，40年にわたり保育に欠ける子どもたちに養護と教育を不離一体とした保育を行ってきた。この間，保育所は数量的には一応満足のいく整備がされてきたといえる。また，われわれ保育関係者は保育内容の充実に向って大いに

苦勞もし汗も流してきたが，特に保育ニーズの多様化に対する対応は未だ十分とはいえない状況である。婦人の地位の向上，婦人労働の増加，男女雇用機会均等法の施行や家庭構造の変化などから一層保育ニーズの多様化が進行しており，保育所の果たす役割はますます重要性を増すとともに国民から大いに期待されてきている。現状ではこれらの期待に十分応えることは容易なことではないが，日常の多様な保育ニーズに応える保育活動をより充実し，保護者や地域社会の人々との連携を密にして保育所保育を深く理解してもらうことがこれらの期待に応える早道だと考えている。そして保育関係者が一致協力して保育所の機能をより拡充強化していかなければ，国民の保育所に対するより以上の信頼を勝ち取ることはむずかしいとみななければならない。

2 保育所運営と措置制度

保育所は，いうまでもなく保育に欠ける子どもたちを健全に育成するための児童福祉施設である。また，措置施設でもある保育所は常に監査を受けるなど，公的な性格を持っており，保育所の運営については極めて公共性の高い運営と施設管理を行うことが求められている。そして，より適切な施設運営を目指すためにも，常に姿勢を正し，国民に信頼される保育所づくりに今後とも努力して行かなければならない。

一方，子どもたちの保育に欠ける状態は，家庭・社会状況の変化によって左右されるが，公的な措置という手続きによって，保護者の負担能力の有無を問わず，子どもたちそれぞれに必要な対応の手だて

が保育所に求められている。保育所は常に一定の保育水準を維持するとともに、常に社会状況の変化によって生ずる保育需要に、敏速に、きめ細かく対応していくことが必要である。また、これからは今まで以上に、地域住民の要望に応えながら、公正・的確なサービスを行うよう心がけなければならない。

こうした保育所運営を支える措置制度は、いつの時代においてもすべての子どもたちの健全な育成をはかるという国家的な課題に基づくものであり、公の責任を明示したこの制度は今後も大切にし、継承されていかなければならないものである。

3 保育所にもとめられる保育内容

保育所は、保育に欠ける子どもたちの家庭に代わる生活の場であるとともに、年齢に応じた、心身の調和のとれた健全な発達を援助する幼児教育の役目も負っている。したがって保育所の保育は「養護と教育を一体とした保育」であることは、保育所関係者が共通に認識しているものである。

しかしながら、保育所の保育内容は、児童福祉施設として、常に子どもたちの保育に欠ける状態にてらして、質的な変化が求められるものである。

最近、特に保育時間の長時間化に対応する保育、低年齢児化からの情緒的に安定した保育、核家族化による家庭の育児機能の脆弱化、少子化による人間関係の稀薄さなどに対応するための保育や、さらに地域社会における育児の互助協力関係の回復、文化等の継承をはかるための保育などが期待されている。したがって、日々の保育に当たっては、家庭的な配慮のもとに生活を基盤とする保育プログラムが準備されるとともに、年齢差・個人差を配慮し、発達に即した働きかけを通して心身の調和的な発達をはかっていかなければならない。この場合においても、同年齢児の集団活動や異年齢児の交流などを通して豊かな人間関係の育成をはかることに努め、また育児についての家庭機能の強化を促進するとともに、地域社会との交流を通して地域に親しみ、将来社会人として必要な機能の認識や態度の芽ばえを培うよう努力する必要がある。

4 保育者にもとめられる資質と養成，研修

保育所における保育内容を充実していくためには、保育者の資質の維持向上が不可欠であることは論を待たない。保育に欠ける子どもたちの家庭生活や生育歴等の個別的事情を把握し、家庭に代わる適切な処遇を行うとともに、一人ひとりの発達段階をふまえて、心身の健全な発達を援助する機能が求められており、保育実践にあたる保育者には、福祉と教育両面の専門的知識・技能が必要である。

このような保育所の役割・機能を考える場合、現行の施設長および保母の資格基準や養成課程を福祉の面から、さらに充実させることが必要である。

また、現在、保育所保母の大部分は幼稚園教諭の資格を併せ持ち、「幼児教育」という面では同一の水準にあるものと考えられるが、これら教育面の知識・技能についても一層充実させることが重要である。

さらに、常に保育所に求められる保育内容に、敏速にきめ細かく対応していくために、初任者研修・現職研修が重要である。これらは保育実践の経験と相まって保育者としての資質が高められていくように、それぞれの研修内容が保育所保育の特質をふまえ、実践に密着した適切なものであることが必要である。保育者自身も各種研修会などには積極的に参加するよう努力するなど自己研修に努め、自らの人間性を高め、福祉と教育を一体とした専門職であることの意識と自覚を持つことが必要である。

おわりに

児童福祉法が制定されて40年になろうとしている。くり返すようであるが、その間保育所は社会の変遷とともに多種多様な国民の要望に相応しながら、子どもたちの保育に専念してきた。

また、保育行政機関と共に、公的責任とその保障を土台にすえて、今日の保育制度を築き上げできたが、この制度は世界に誇る優れたものであり、今後も子どもたちのために維持していく必要がある。

われわれが保育している子どもたちは21世紀を担う子どもたちである。その保育の重要性をいくら強調してもし過ぎることはない。われわれはこの重責

を担っていることを自覚しなければならない。

もう一度児童福祉の原点に対応しつつ、地域と連帯し、育児パートナーとなろう。また、家庭や地域の育児機能を高める働きをしながら、保育に対する国民の理解と共感を広めていこう。そしてわれわれ

の手で保育制度、保育の内容を深め、思いやりのある心と困難に立ち向かう勇気をもつ子どもたちを育てよう。明日の保育と子どもたちに明るい希望の火が灯されるよう、一步一步着実な歩みを続けようではないか。